静岡県告示第453号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年6月6日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和7年6月6日

静岡県知事 鈴木康友

| 路 | 線 | 名 | 供 | 用 | 開 | 始 | の | 区 | 間 | 供用開始の期日 | |
|-------|---|---|-----------------------|---|---|---|---|---|---|---------|---|
| 藤枝天竜線 | | | 島田市川根町笹間上字二俣渡534番の2から | | | | | | | △和7年6日6 | п |
| | | | 島田市川根町笹間上字大ガレ533番の3まで | | | | | | | 令和7年6月6 | 口 |